

青森県災害備蓄指針

令和5年2月

青森県

目 次

第1	指針の目的	1
第2	基本方針	1
第3	役割分担の考え方	1
1.	自助・共助による備蓄	1
(1)	家庭における備蓄	1
(2)	自主防災組織における備蓄	1
(3)	事業所等における備蓄	1
(4)	県及び市町村による啓発	1
2.	公助による備蓄	2
(1)	市町村における備蓄	2
(2)	県における備蓄	2
第4	県内における公助による備蓄状況	3
1.	県の備蓄状況	3
2.	市町村の備蓄状況	3
第5	公助による備蓄の目標	4
1.	備蓄目標を定める上での想定災害	4
(1)	県の想定災害	4
(2)	市町村の災害想定	5
2.	備蓄品目	5
(1)	食料	5
(2)	飲料水	5
(3)	毛布	5
(4)	育児用調整粉乳	5
(5)	乳児・小児用おむつ	5
(6)	大人用おむつ	5
(7)	携帯トイレ・簡易トイレ	6
(8)	避難所資機材	6
(9)	医薬品	6
(10)	段ボールベッド	6
3.	必要量の算定	7
(1)	食料	7
(2)	飲料水	7
(3)	毛布	8
(4)	育児用調整粉乳	8
(5)	乳児・小児用おむつ	9
(6)	大人用おむつ	9
(7)	携帯トイレ・簡易トイレ	10

4.	備蓄目標と備蓄現況	12
5.	備蓄物資の保管場所と輸送方法	13
(1)	保管場所	13
(2)	輸送方法	13
6.	協定による物資の調達（流通備蓄）	14
第6	備蓄物資の整備、維持管理及び更新	15
1.	備蓄物資の整備	15
2.	備蓄物資の維持管理	15
3.	備蓄台帳の作成	15
4.	県及び各市町村の情報共有	15

第1 指針の目的

本指針は、大規模災害発生時に物資の流通が確保されるまでの間の被災者の避難生活に必要な物資の備蓄について目標を定め、県、市町村、県民、自主防災組織、事業所等における計画的な備蓄の推進に資することを目的とする。

第2 基本方針

災害時に必要な物資の備蓄は、自助・共助によることを基本とし、公助による備蓄は自助・共助による備蓄を補完する目的で行うものとする。

県及び市町村は、公助による備蓄に限界があることから、関係機関と連携し、県民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、県民の災害への備えを向上させるよう努める。

第3 役割分担の考え方

1. 自助・共助による備蓄

県民、自主防災組織、事業所等は、災害時に必要となる物資を備蓄する。備蓄物資は、停電や断水でも使用可能な食料・飲料水、生活必需品等とする。特に積雪寒冷地である地域特性を考慮し、停電時でも使用可能な暖房器具、毛布を準備することに留意する。また、食料については各世帯で保存している農作物等の有効活用を図るほか、調理器具等を準備することに留意する。

(1) 家庭における備蓄

県民は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

(2) 自主防災組織における備蓄

自主防災組織は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

(3) 事業所等における備蓄

事業者等は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

また、従業員以外の施設利用者等に対する物資の備蓄についても配慮する。

(4) 県及び市町村による啓発

県及び市町村は、県民の自助・共助による備蓄を促進するため、防災訓練や広報誌等により、備蓄の重要性、備蓄方法等について啓発を行う。

【参考】 備蓄品目の一例

(家庭) 食料・飲料水、生活必需品等

※ 育児用調整粉乳、食物アレルギー対応食品、療養食、おむつ、常備薬等の各家庭の実情に合ったもの

(自主防災組織) 食料・飲料水、生活必需品、活動に必要な防災資機材等

※ 初期消火、救出・救護、避難誘導、炊出し等の活動に必要なもの

(事業所等) 従業員等の食料・飲料水、生活必需品等

※ 施設の設定状況に応じて、毛布や簡易トイレ等も含む

2. 公助による備蓄

県及び市町村は、最大規模の被害想定を算定の基礎とし、被災者の避難生活に必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心に備蓄する。

(1) 市町村における備蓄

県民の備蓄物資が被災し、使用できないことを想定し、被災者の避難生活に必要な物資を幅広く備蓄する。

また、避難所運営に必要な資機材を備蓄する。

(2) 県における備蓄

市町村の備蓄を補完するため、被災者の避難生活に必要な物資及び避難所運営に必要な資機材を備蓄する。

用語の定義

備蓄 (広義)	備蓄 (狭義)	災害に備え、住民、事業所、地方公共団体等が自ら主体となり食料・飲料水、毛布等を蓄えておくこと
	流通備蓄	地方公共団体が、民間事業者等とあらかじめ協定等を結び、災害時に必要な物資を調達すること
	流通在庫備蓄	流通備蓄のうち、備蓄物資をあらかじめ民間事業者等から購入すること等により、一定数量から減らないように民間事業者等の倉庫等に備蓄すること

※ 本指針における「備蓄」は、「備蓄(狭義)」を指す。

第4 県内における公助による備蓄状況

1. 県の備蓄状況

県では、広域的な立場から市町村の備蓄を補完することを目的とし、物資の流通が確保されるまでの間の被災者の避難生活を緊急的に支援するとの考え方にに基づき、食料、飲料水、毛布及び携帯・簡易トイレ等の備蓄物資を、県有施設や民間倉庫に備蓄している。

2. 市町村の備蓄状況

市町村では、県民の備蓄を補完するため、物資を備蓄している。

(資 料)

- 県の備蓄状況 (資料編 1)
- 市町村の備蓄状況 (資料編 2)

第5 公助による備蓄の目標

1. 備蓄目標を定める上での想定災害

備蓄目標を定める上での想定災害は、想定される災害のうち、最も避難者数が多い想定災害とする。

(1) 県の想定災害

県においては、本県が実施した地震・津波被害想定調査のうち、発災直後の避難者数が最も多い「太平洋側海溝型地震（災害発生時間：冬 18 時、想定時間：発災 1 日後）」を備蓄目標を定める上での想定災害とする。

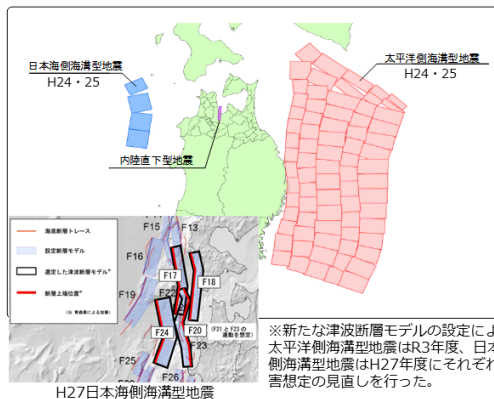
備蓄目標算定用の想定避難者数＝約 311,000 人

（内訳：避難所避難者数^{※1}…約 205,000 人、避難所外避難者数^{※2}…約 107,000 人）

※1 自宅建物が全壊、半壊又は一部損壊したため避難した者、断水により自宅で生活し続けることが困難となり避難した者の合計

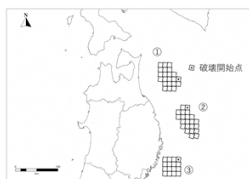
※2 自宅に留まることはできるが、ライフライン途絶のため避難所において物資の提供が必要な被災者の合計

【青森県地震・津波被害想定調査（H24・H25・H27・R3）】

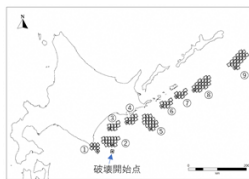


※新たな津波断層モデルの設定により、太平洋側海溝型地震はR3年度、日本海側海溝型地震はH27年度にそれぞれ被害想定の見直しを行った。

名称	太平洋側海溝型地震 (R3)	日本海側海溝型地震 (H27)	内陸直下型地震 (H24・25)
Mw	9.3	7.9	6.7
考え方	S43年十勝沖地震及びH23年東北地方太平洋沖地震の震源域を考慮した県独自モデルに加え、国により本県の太平洋側の津波断層モデルとして設定された日本海溝・千島海溝モデルを踏まえ震源モデルを設定	「日本海における大規模地震に関する調査検討会（国土交通省）」で設定された震源モデルのうち、「平成26年度津波浸水想定調査（青森県）」において採用した4つの断層を震源モデルとして設定	「青森湾西岸断層帯の活動性及び活動履歴調査（産業総合研究所[2009]）」により入内断層北に海底活断層が推定されたことから、震源モデルを設定
想定被害の概要	最大震度 7 避難者数（1日後） 約311,000人	最大震度 6強 避難者数（直後） 約42,000人	最大震度 7 避難者数（直後） 約68,000人



R3太平洋側海溝型地震 (日本海溝モデル)



R3太平洋側海溝型地震 (千島海溝モデル)

太平洋側海溝型地震

想定条件

- 災害発生時間 冬18時
- 想定時間 発災1日後

被害想定の結果

- 避難者 約311,000人
- 内訳
 - 避難所内 約205,000人
 - 避難所外 約107,000人

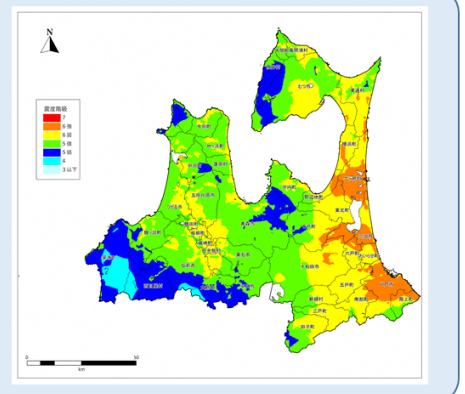


図1 備蓄目標を定める上での想定被害

(2) 市町村の災害想定

市町村においては、管内において想定される災害（県の被害想定又は市町村独自の被害想定による）のうち避難者数が多いものを備蓄目標を定める上での想定災害とする。

2. 備蓄品目

発災直後の生命維持や避難生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資及び避難所資機材等として、以下の品目を中心に備蓄する。なお、これらの品目以外にも女性に関する品目（生理用品等）の備蓄にも配慮する。

(1) 食料

主食はアルファ米を中心とし、食物アレルギーの避難者や高齢者、乳幼児、子ども等の要配慮者を考慮した品目を選定する。原則として賞味期限が5年以上のものとする。1日当たり1,600キロカロリー程度の摂取が目安である（スフィア・プロジェクト（人道憲章と人道対応に関する最低基準）の栄養所要量に基づくもの）。

水を必要とする食料（アルファ米等）を備蓄する場合は、飲料水とは別に調理用の水を用意する。

(2) 飲料水

保存水（1人1リットル／日（程度）※）とし、500ml ペットボトルを基本とする。原則として賞味期限が5年以上のものとする。

（※農林水産省「緊急時に備えた家庭用食料品備蓄ガイド」）

(3) 毛布

難燃性で、抗菌・防臭加工が施され、クリーニング等で再使用可能な毛布とする。市町村における備蓄は、避難所の暖房器具の状況等、地域の実情を考慮する。

(4) 育児用調整粉乳

乳児の生命維持のために最低限必要な物資として、育児用調整粉乳を備蓄する。一定数は食物アレルギーの乳児にも考慮したものを選定する。なお、賞味期限が1年半程度であることに留意する。

(5) 乳児・小児用おむつ

乳児・小児の生活に欠かせない物資として乳児・小児用おむつを備蓄する。

併せてウェットティッシュ等の必要なものも備蓄する。

(6) 大人用おむつ

高齢者等の要配慮者の生活に欠かせない物資として大人用おむつを備蓄する。

併せてウェットティッシュ等の必要なものも備蓄する。

(7) 携帯トイレ・簡易トイレ

災害時には上下水道の破損等によりトイレの使用が困難な状況となることが想定されるため、携帯トイレ（蓄便袋・凝固材・便収納袋）や簡易トイレを備蓄する。

併せてトイレトーパー等の必要なものも備蓄する。

(8) 避難所資機材

避難所の設備等を勘察し、暖房器具、発電機、投光機、燃料等の必要な資機材を備蓄する。

(9) 医薬品

家庭用薬品については、避難所の常備医薬品を基本とする。

医療用の医薬品については、協定に基づく流通備蓄を基本としつつ、各病院等において必要に応じて備蓄する。

(10) 段ボールベッド

要配慮者等を考慮し、必要に応じて段ボールベッドを備蓄するものとする。

3. 必要量の算定

想定災害における避難者数を対象として各備蓄物資の必要量を算定する。

なお、算定にあたっては、県民の備蓄が被災により使用できなくなる可能性を考慮する。

(1) 食料

食料の備蓄は、物資の流通が確保されるまでの間（想定3日間）のうち、県民の備蓄物資が被災により1日分（1/3）程度しか使用できなくなることを想定し、補完的に市町村が1/3、県が1/3を確保する。

- ◆ 市町村 （避難所避難者数+避難所外避難者数）×3食×3日×1/3
- ◆ 県 （避難所避難者数+避難所外避難者数）×3食×3日×1/3

県の備蓄の目標	備蓄対象人数	備蓄量の算定根拠
約 933,000 食	311,000 人	311,000 人×3食×3日×1/3=約 933,000 食 (避難所避難者数+避難所外避難者数) ×3食×3日×1/3

(2) 飲料水

飲料水の備蓄は、物資の流通が確保されるまでの間（想定3日間）のうち、県民の備蓄物資が被災により1日分（1/3）程度しか使用できなくなることを想定し、補完的に市町村が1/3、県が1/3を確保する。

- ◆ 市町村 （避難所避難者数+避難所外避難者数）×1リットル×3日×1/3
- ◆ 県 （避難所避難者数+避難所外避難者数）×1リットル×3日×1/3

県の備蓄の目標	備蓄対象人数	備蓄量の算定根拠
約 311,000 リットル	311,000 人	311,000 人×1リットル ^{※1} ×3日×1/3=311,000 リットル (避難所避難者数+避難所外避難者数) ×1リットル ^{※1} ×3日×1/3

(3) 毛布

毛布の備蓄は、一人当たりの必要枚数を2枚とし、県民の備蓄が被災により使用できなくなることを想定し、補完的に市町村が1/2、県が1/2を確保する。

- ◆ 市町村 避難所避難者数×一人当たり必要枚数×1/2
- ◆ 県 避難所避難者数×一人当たり必要枚数×1/2

県の備蓄の目標	備蓄対象人数	備蓄量の算定根拠
約 205,000 枚	205,000 人	205,000 人×2枚 ^{※2} ×1/2=約 205,000 人 避難所避難者数×一人当たり必要枚数 ^{※2} ×1/2

(4) 育児用調整粉乳

育児用調製粉乳の備蓄は、物資の流通が確保されるまでの間（想定3日間）のうち、県民の備蓄物資が被災により1日分（1/3）程度しか使用できなくなることを想定し、補完的に市町村が1/3、県が1/3を確保する。

- ◆ 市町村 （避難所避難者数+避難所外避難者数）×0歳人口比率×一人1日当たり必要量×3日×1/3
- ◆ 県 （避難所避難者数+避難所外避難者数）×0歳人口比率×一人1日当たり必要量×3日×1/3

県の備蓄の目標	備蓄対象人数	備蓄量の算定根拠
約 218kg	311,000 人	311,000 人×0.5% ^{※3} ×140g ^{※2} ×3日×1/3=約 218kg (避難所避難者数+避難所外避難者数)×0歳人口比率 ^{※3} ×一人1日当たり必要量 ^{※2} ×3日×1/3

(5) 乳児・小児用おむつ

乳児・小児用おむつの備蓄は、物資の流通が確保されるまでの間（想定3日間）のうち、県民の備蓄物資が被災により1/3（1日分）程度しか使用できなくなることを想定し、補完的に市町村が1/3、県が1/3を確保する。

- ◆ 市町村 $(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 0 \sim 2 \text{歳人口比率} \times \text{一人1日当たり必要量} \times 3 \text{日} \times 1/3$
- ◆ 県 $(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 0 \sim 2 \text{歳人口比率} \times \text{一人1日当たり必要量} \times 3 \text{日} \times 1/3$

県の備蓄の目標	備蓄対象人数	備蓄量の算定根拠
約 42,000 枚	311,000 人	$311,000 \text{人} \times 1.7\%^{\ast 4} \times 8 \text{枚}^{\ast 2} \times 3 \text{日} \times 1/3 = \text{約 } 42,000 \text{枚}$ $(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 0 \sim 2 \text{歳人口比率}^{\ast 4} \times \text{一人1日当たり必要量}^{\ast 2} \times 3 \text{日} \times 1/3$

(6) 大人用おむつ

大人用おむつの備蓄は、物資の流通が確保されるまでの間（想定3日間）のうち、県民の備蓄物資が被災により1/3（1日分）程度しか使用できなくなることを想定し、補完的に市町村が1/3、県が1/3を確保する。

- ◆ 市町村 $(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{必要者割合} \times \text{一人1日当たり必要量} \times 3 \text{日} \times 1/3$
- ◆ 県 $(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{必要者割合} \times \text{一人1日当たり必要量} \times 3 \text{日} \times 1/3$

県の備蓄の目標	備蓄対象人数	備蓄量の算定根拠
約 12,000 枚	311,000 人	$311,000 \text{人} \times 0.005^{\ast 5} \times 8 \text{枚}^{\ast 2} \times 3 \text{日} \times 1/3 = \text{約 } 12,000 \text{枚}$ $(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{必要者割合}^{\ast 5} \times \text{一人1日当たり必要量}^{\ast 2} \times 3 \text{日} \times 1/3$

(7) 携帯トイレ・簡易トイレ

携帯トイレ・簡易トイレの備蓄は、仮設トイレ等が確保されるまでの間（想定3日間）の利用を想定し、市町村が1/2、県が1/2を確保する。

- ◆ 市町村 （避難所避難者数＋避難所外避難者数）×断水率×一人1日当たり使用回数5回×3日×1/2
- ◆ 県 （避難所避難者数＋避難所外避難者数）×断水率×一人1日当たり使用回数5回×3日×1/2

県の備蓄の目標	備蓄対象人数	備蓄量の算定根拠
約 1,306,000 回	311,000 人	$311,000 \text{ 人} \times 56\%^{\ast 6} \times 5 \text{ 回}^{\ast 2} \times 3 \text{ 日} \times 1/2 = \text{約 } 1,306,000 \text{ 回}$ （避難所避難者数＋避難所外避難者数）×断水率 ^{※6} ×一人1日当たり使用回数 ^{※2} ×3日×1/2

- ※1 「緊急時に備えた家庭用食料品備蓄ガイド（農林水産省）」における一人1日あたり最低限必要な量を採用
- ※2 「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和4年6月10日 中央防災会議幹事会）」におけるプッシュ型支援の必要量を採用
- ※3 令和2年国勢調査0歳人口比率（6,720/1,237,984=0.5%）により算出
- ※4 令和2年国勢調査0～2歳人口比率（21,374/1,237,984=1.7%）により算出
- ※5 「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和4年6月10日 中央防災会議幹事会）」におけるプッシュ型支援の必要量の避難所避難者及び避難所外避難者における要介護の高齢者を想定した係数0.005を採用
- ※6 「青森県地震・津波被害想定調査」における太平洋海溝型地震の断水率56%を採用

各備蓄物資に対する県、市町村、県民の備蓄目標

品目	県民	市町村	県
食料	最低3日分 推奨1週間分	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 3 \text{食} \times 3 \text{日} \times 1/3$	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 3 \text{食} \times 3 \text{日} \times 1/3$ 約 933,000 食
飲料水	最低3日分 推奨1週間分	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 1 \text{リットル} \times 3 \text{日} \times 1/3$	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 1 \text{リットル} \times 3 \text{日} \times 1/3$ 約 311,000 リットル
毛布	2枚/人	避難所避難者数×一人当たり必要枚数×1/2	避難所避難者数×一人当たり必要枚数×1/2 約 205,000 枚
育児用調製粉乳	最低3日分 推奨1週間分	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 0 \text{歳人口比率} \times \text{一人1日当たり必要量} \times 3 \text{日} \times 1/3$	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 0 \text{歳人口比率} \times \text{一人1日当たり必要量} \times 3 \text{日} \times 1/3$ 約 218kg
乳児・小児用おむつ	最低3日分 推奨1週間分	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 0\sim 2 \text{歳人口比率} \times \text{一人1日当たり必要量} \times 3 \text{日} \times 1/3$	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 0\sim 2 \text{歳人口比率} \times \text{一人1日当たり必要量} \times 3 \text{日} \times 1/3$ 約 42,000 枚
大人用おむつ	最低3日分 推奨1週間分	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{必要者割合} \times \text{一人1日当たり必要量} \times 3 \text{日} \times 1/3$	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{必要者割合} \times \text{一人1日当たり必要量} \times 3 \text{日} \times 8 \text{枚} \times 1/3$ 約 12,000 枚
携帯トイレ・簡易トイレ	—	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{断水率} \times \text{一人1日当たり使用回数} \times 3 \text{日} \times 1/2$	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{断水率} \times \text{一人1日当たり使用回数} \times 3 \text{日} \times 1/2$ 約 1,306,000 回
避難所資機材	—	必要に応じて備蓄	必要に応じて備蓄
医薬品	必要に応じて備蓄	必要に応じて備蓄	必要に応じて備蓄
段ボールベッド	—	必要に応じて備蓄	必要に応じて備蓄

4. 備蓄目標と備蓄現況

各備蓄物資の目標量に対し、県及び市町村における備蓄現況は資料編のとおりである。

(資 料)

- 備蓄目標と備蓄現況 (資料編 3)

5. 備蓄物資の保管場所と輸送方法

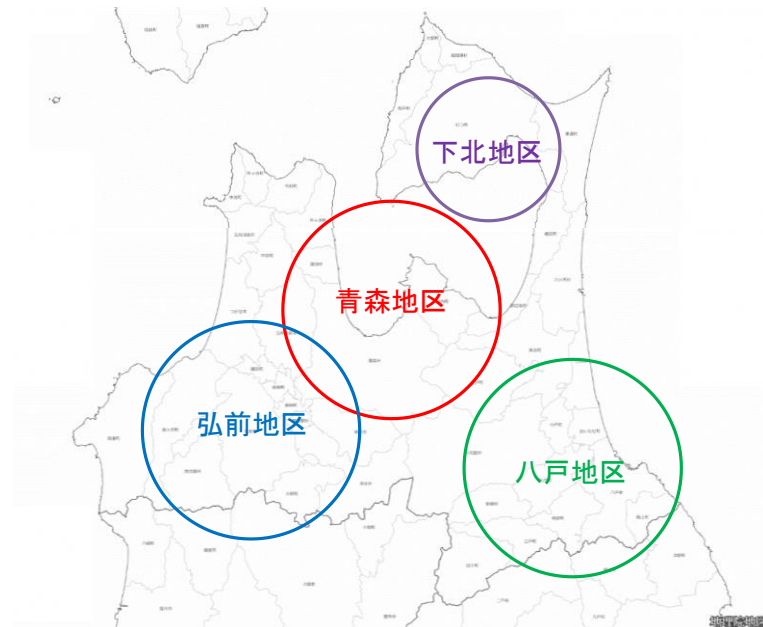
(1) 保管場所

県は、被災者に迅速に備蓄物資を提供するため、原則として青森地区、弘前地区、八戸地区、下北地区の4地区に分散して保管するよう努める。

ただし、物資を効率的に保管・管理するため、状況によっては、各地域への交通アクセス等に配慮の上、物資を一定程度集約して保管することも考慮する。

また、保管場所の被災による物資の滅失リスクを低減するため、津波・洪水等による被災が想定されない場所にあり、かつ耐震性が確保された建物内に保管するよう努める。

市町村においても、被災者に迅速に備蓄物資を提供するとともに、保管場所の被災による物資の滅失リスクを低減するため、地区毎、避難所毎等に分散して保管するよう努める。



※○は、分散保管の場合の地区割

図 2 県における分散備蓄の保管候補場所

(2) 輸送方法

県は、市町村の二次物資拠点まで備蓄物資を輸送することとし、その後に必要な輸送は原則として市町村が行うこととする。

物資の輸送は、「災害時における救援物資等の緊急輸送等に関する協定」等に基づき、公益社団法人青森県トラック協会等に協力を要請する。

また、災害時においては、備蓄物資の輸送体制を迅速に確立するため、公益社団法人青森県トラック協会等の職員が災害対策本部に常駐するなど円滑な連絡体制確保に向けた措置を講じる。

6. 協定による物資の調達（流通備蓄）

災害時に必要な物資を調達できるよう、県内の事業者等と協定を締結することにより、流通備蓄による物資の調達体制を整備する。

また、流通備蓄が有効に機能するための具体的な運用方法を定めるなど、協定の実効性確保に向けた取組を推進する。

なお、流通備蓄においては、確実に物資調達が可能となるよう流通在庫備蓄を推進する。

(資料)

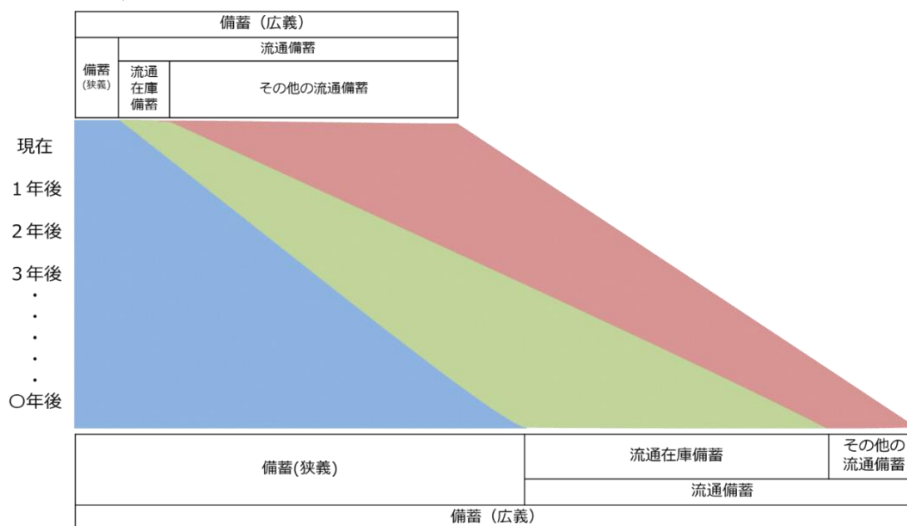
- 協定による物資の調達(流通備蓄)

第6 備蓄物資の整備、維持管理及び更新

1. 備蓄物資の整備

県は、本指針に基づき、備蓄の具体的な整備方法を定めた災害備蓄整備計画を策定し、これに基づき備蓄物資を整備する。

市町村は、本指針を踏まえ、災害備蓄整備計画を策定するなど備蓄物資の整備推進に努める。



備蓄物資の整備イメージ

2. 備蓄物資の維持管理

県及び市町村は、災害時に被災者に対し備蓄物資を円滑に供給することができるよう、各備蓄物資保管場所の管理主体を定め、定期的に維持管理（保管及び点検並びに在庫管理）及び更新を行うこととする。

食品等の保存期限があるものについては、「3. 備蓄台帳の作成」に記述の備蓄台帳等を活用し、期限の管理を計画的に行い、円滑な更新ができるよう配慮する。

特に、保存期限まで1年未満となったものについては、防災訓練で活用する等、食品ロス[※]が発生しないよう有効活用に努める。

※ 食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品

3. 備蓄台帳の作成

県及び市町村は、備蓄している物資の品目、数量、保管場所、荷姿、重量、保存期限等を記載した台帳を作成する。

なお、台帳の情報については、内閣府「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録する。

4. 県及び各市町村の情報共有

災害発生時に県内市町村相互の物的支援や県からの物資提供を円滑に行うため、定期的に備蓄台帳、備蓄量、県・市町村の保管担当者及び連絡先、流通備蓄の協定内容などの情報を共有する。

その際、内閣府「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用を図る。